

地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会条例

(趣旨)

第一条 この条例は、地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号。以下「法」という。）第十一条第二項第六号及び第四項の規定に基づき、地方独立行政法人広島県立病院機構評価委員会（以下「委員会」という。）の所掌事務、組織及び委員その他委員会に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第二条 委員会は、法の規定によりその権限に属させられた事項を処理するほか、次に掲げる事項をつかさどる。

- 一 法第二十六条第一項の規定による中期計画又はその変更に係る認可について知事に意見を述べること。
- 二 法第二十八条第一項の規定による毎事業年度における業務の実績及び中期目標の期間における業務の実績に係る評価について知事に意見を述べること。
- 三 その他知事が必要と認める事項

(組織)

第三条 委員会は、委員七人以内で組織する。

- 2 委員は、医療又は経営に関し優れた識見を有する者その他適当と知事が認める者のうちから、知事が任命する。
- 3 委員会に、特別の事項を調査審議させるため必要があるときは、臨時委員若干人を置くことができる。
- 4 臨時委員は、当該特別の事項に関し優れた識見を有する者のうちから、知事が任命する。

(委員の任期)

第四条 委員の任期は、二年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員は、再任されることができる。
- 3 臨時委員は、当該特別の事項に関する調査審議が終了したときは、解任されるものとする。

(委員長)

第五条 委員会に、委員長を置き、委員の互選により選任する。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故があるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第六条 委員会の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 委員会は、委員及び議事に関係のある臨時委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会議の議事は、委員及び議事に関係のある臨時委員で会議に出席したものの過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第七条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行後最初の会議は、知事が招集する。